

平成 30 年度公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文科科学大臣決定。以下「国要綱」という。）第 3 条第 1 項の規定により、補助事業とされる知事が行う奨学のための給付金事業の実施に伴って支給する奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給の目的)

第 2 条 奨学給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、兵庫県立大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）の生徒等の法第 3 条第 2 項第 3 号に基づく保護者等（以下「保護者等」という。）に奨学給付金を支給し、附属高校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第 3 条 奨学給付金の対象となる者は、法第 3 条に規定する就学支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項（平成 26 年 4 月 1 日文科科学大臣決定）に規定する学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、7 月 1 日（以下「基準日」という。）現在で附属高校に在籍する高校生（以下「高校生」という。）の保護者等であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助を受給している、又は保護者等全員の当該年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額が非課税である者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、支給の対象としない。
 - (1) 高校生が基準日を含め当該年度末まで休学している場合
 - (2) 高校生が平成 26 年 3 月 31 日以前に高等学校等に在籍していた場合
 - (3) 高校生が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）である場合
 - (4) 当該年度に他の都道府県から国要綱に規定する奨学給付金の支給を受けている場合

(奨学給付金の額)

第 4 条 奨学給付金の額は、別表の第 1 欄の区分に応じた第 2 欄の金額とする。

2 奨学給付金の支給回数は、一人の高校生につき年 1 回、通算 3 回を上限とする。ただし、学び直し支援金の受給資格を有する者は、この回数に加えて最大で 2 回まで給付することができる。

(公立大学法人兵庫県立大学による代理)

第 5 条 公立大学法人兵庫県立大学は、保護者等の同意を得ることにより、保護者等に代わって知事に奨学給付金の交付を申請し、また、知事から奨学給付金を受領することができる。

2 公立大学法人兵庫県立大学は、第 1 項の規定により奨学給付金を受領した際は、その全額を保護者等に支払うものとする。

3 公立大学法人兵庫県立大学は、保護者等から授業料以外の学校納付金債権と相殺する旨の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、知事から受領した奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権と相殺することができる。

(申請書の提出)

- 第6条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等(保護者等が2名以上いる場合は、高校生等と生計を同じくする保護者等のうちの1名)は、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金支給申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、別に定める日までに、公立大学法人兵庫県立大学に提出しなければならない。
- 2 保護者等に代わって奨学給付金の申請をしようとする公立大学法人兵庫県立大学が、保護者等から第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金交付申請書(様式第2号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(支給の決定)

- 第7条 知事は、前条第2項の規定による交付申請書を受領し、奨学給付金の交付を決定したときは、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金交付決定通知書(様式第3号)により、公立大学法人兵庫県立大学に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による交付決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。
- 3 公立大学法人兵庫県立大学が第1項の規定による通知を受けたときは、保護者等に対し公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金支給決定通知書(様式第4号)又は不支給決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第8条 前条第3項の規定による通知を受けた保護者等が、当該通知に係る奨学給付金の支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る奨学給付金の支給の決定はなかったものとみなす。

(申請の変更)

- 第9条 第6条第1項の規定による支給申請書の提出を行った保護者等は、第13条第3項による支払が行われるまでの間、申請する支給額に係る変更を除き、その内容に変更が生じた場合は、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金支給申請変更届出書(様式第11号)を公立大学法人兵庫県立大学に届け出なければならない。
- 2 第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた公立大学法人兵庫県立大学は、当該通知に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、第7条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)に変更を及ぼさない範囲での変更を除き、次条第1項に規定する申請書等の提出を行わなければならない。

(交付決定額の変更)

- 第10条 公立大学法人兵庫県立大学は、交付決定額の変更を受けようとするときは、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金変更交付申請書(様式第6号)及び知事が別に定める添付資料を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、第7条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金変更交付決定通知書(様式第7号)により公立大学法人兵庫県立大学に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第11条 公立大学法人兵庫県立大学は、奨学給付金の支給の完了後30日以内又は翌年度の4月5日のい

ずれか早い日までに、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（奨学給付金の額の確定）

第12条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る奨学給付金の支給の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき奨学給付金の額を確定し、その旨を公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金確定通知書（様式第9号）により公立大学法人兵庫県立大学に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により確定した奨学給付金の額が、交付決定額（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（支払）

第13条 第7条第1項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の交付決定）を受けた公立大学法人兵庫県立大学は、公立大学法人兵庫県立大学奨学給付金請求書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、公立大学法人兵庫県立大学に奨学給付金を交付する。
- 3 公立大学法人兵庫県立大学が前項の規定による奨学給付金の交付を受けたときは、第5条第3項の規定により交付を受けた奨学給付金を授業料以外の納付金債権と相殺した場合を除き、保護者等に対し速やかにその全額を支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払に要する振込手数料等の費用については、公立大学法人兵庫県立大学の負担とする。

（帳簿の整備及び書類の保存）

第14条 前条第2項の規定による奨学給付金の交付を受けた公立大学法人兵庫県立大学は、奨学給付金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後5年間保存しなければならない。

（帳簿等の提出）

第15条 知事は、給付金の使途を確認するために必要があると認めるときは、公立大学法人兵庫県立大学に対し、前条に規定する帳簿および証拠書類の提出を求めることができる。

（支給決定の取消し等）

第16条 知事は、第7条第1項の規定による交付決定（第10条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の交付決定）の通知を受けた公立大学法人兵庫県立大学が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給の決定又は交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 奨学給付金を本事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により奨学給付金の支給又は交付を受けたとき。
- (4) 支給の決定又は交付決定の後に生じた事情の変更等により、奨学給付金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、公立大学法人兵庫県立大学に対して奨学給付金を既に支払済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 知事は、第 12 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える奨学給付金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第 17 条 前条の規定により、奨学給付金の返還を命じられた保護者等又は公立大学法人兵庫県立大学が、その返還に係る奨学給付金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 公立大学法人兵庫県立大学は、本事業を実施するに当たり、生徒及び保護者等について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

第 1 欄		第 2 欄
区分		奨学給付金の額 (年額)
生活保護世帯 (生業扶助受給) の高校生		32,300 円
当該年度市町村 民税所得割額と 県民税所得割額 の合算が 0 円 (保護者等全員 の合算)	下記を除き、兵庫県立大学附属高等学校に通う 高校生	80,800 円
	2 人目以降の高校生	129,700 円
	当該世帯に扶養されている高校生以外に、15 歳 (中学生を除く) 以上 23 歳未満の扶養され ている兄弟姉妹がいる世帯の高校生	